

公の施設の指定管理者制度に関する指針

平成17年8月

田川市

目 次

はじめに	1
指定管理者制度の概要	1
導入・移行に向けた基本的な考え方	4
候補者の選定前の手続	6
候補者の選定	8
指定管理者の指定後の手続	9
導入に向けたスケジュール	10

はじめに

平成15年6月13日に公の施設の管理の委託に関する制度の見直しを内容とした「地方自治法の一部を改正する法律（平成15年法律第81号）」が公布され、同年9月2日に施行された。

公の施設については、これまでは公共団体や公共的団体、地方公共団体が設立した出資団体等に管理運営を委託する方式に限られていたが、新たな制度は民間事業者も施設管理者の対象としており、公の施設のサービスの向上、民間活力の導入及び管理経費の縮減などに効果を発揮するものと期待されている。

本指針は、指定管理者制度の円滑な導入と指定管理者による公の施設の適正な管理の実施を目的として、同制度の導入スケジュール、指定管理者の指定手続、指定管理者による管理業務の実施方法等を統一的に取りまとめたものである。

指定管理者制度の概要

1 「指定管理者制度」とは

【これまでの制度：管理委託制度】

地方公共団体の管理権限の下で、具体的な管理の事務・業務を以下の管理受託者が執行する。

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定要件を満たすもの（1/2以上出資等）
- ・公共団体（土地改良区等）
- ・公共的団体（農協、生協、自治会等）



【改正後：指定管理者制度】

地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が、管理を代行する。

- ・指定管理者の範囲については特段の制約を設けず、議会の議決を経て指定。
- ・指定管理者も、使用の許可を行うことができるものとする。

（例示）

地方公共団体が設置する文化センターを、株式会社等の民間事業者が行うことが可能に。

PFI事業で建設した施設について、PFI事業者による利用料金制も含めた管理代行が可能に。

必要経費については、次のケースが考えられる。

全て設置者の支出で行う。

全て指定管理者に収受させる利用料金で負担する。

設置者の支出と指定管理者の負担で行う。

2 経過措置

現に管理運営を委託している施設については、法施行日（平成15年9月2日）から3年間の経過措置がとられており、遅くとも平成18年9月1日までに指定管理者制度に移行することが必要である。

3 条例の制定

指定管理者制度を導入することとした場合においては、次の事項について条例で定めることが必要である。

- (1) 指定の手續（申請方法、選定基準、事業計画の提出等）
- (2) 管理の基準（休館日、開館時間、使用制限の要件等）
- (3) 業務の具体的範囲（施設・設備の維持管理、個別の使用許可等）
- (4) その他必要な事項（損害賠償義務、秘密保持義務等）

4 指定の方法

上記条例に基づき、個々の指定管理者を、議会の議決を経て、期間を定めて指定することが必要である。

5 団体の範囲

「公の施設」の管理を「法人その他の団体」に行わせようとするものであり、その対象は民間事業者等が広く含まれ、法人格は必ずしも必要とされていない（個人は不可）。

【参考】本市公の施設の設置状況（平成17年4月現在）

部 名	施 設 数	条 例 数	主 な 施 設
総 務 部	1	1	たがわ情報センター
福 祉 部	121	8	総合福祉センター、隣保館、同和対策集会所、市立保育所、児童センター、養護老人ホーム、保健センター、児童遊園
経済環境部	61	3	休日救急医療センター、共同利用施設、市民体験農園
建 設 部	74	6	野外ステージ、市民広場、市立公園、市営住宅、汚水処理施設
教育委員会	44	12	市民会館（中央公民館、勤労青少年ホーム）、総合体育館、武道館、市民球場、図書館、美術館、文化センター、石炭資料館、青少年文化ホール、市立中学校、市立小学校、市立幼稚園
市立病院	2	1	市立病院、市立病院附属猪位金診療所
水 道 課	1	1	
合 計	304	32	

「公の施設」とは

住民の福祉を増進する目的をもって住民の利用に供するために地方公共団体が設置する施設であり、その設置及び管理に関する事項は、条例で定めなければならないとされている。

導入・移行に向けた基本的な考え方

本市の「公の施設」管理に関する指定管理者制度の導入・移行については、次の考え方により進めるものとする。

1 既委託施設

現在、従来の管理委託制度（改正前の地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき管理を委託するものをいう。）により市の出資団体等へ管理運営を委託している公の施設については、条例整備や指定管理者の指定等の諸準備を遅くとも平成17年度末までに終え、平成18年4月から原則公募による指定管理者制度に移行する。ただし、公の施設の設置目的及び業務の性質等を踏まえ、当初の指定期間は、従来の受託者を指定管理者の候補者として選定する。

施設名	現在の委託先
総合福祉センター	(社福)田川市社会福祉協議会
市営住宅(24団地)	(財)田川市住宅管理公社
污水处理施設(21施設)	(財)田川市住宅管理公社

2 直営施設

現在、市が直営で管理運営を行っている公の施設のうち、行政改革実施計画に基づき、民間委託を推進する公の施設及び民間企業のノウハウ等の導入により市民サービスの向上や効果的かつ効率的な運営が期待できる公の施設については、積極的に指定管理者制度の導入を図ることとし、導入に当たっては、原則公募により指定管理者の選定を行う。

3 新規開設施設

今後、新規に開設する公の施設がある場合で、直営によらない場合については、開設にあわせて指定管理者制度を導入することとし、導入に当たっては、原則公募により指定管理者の選定を行う。

4 指定期間

地方自治法第244条の2第5項に基づく指定期間は、サービスの競争性及び継続性の確保の観点から原則として5年以内とし、次の区分により管理業務の内容を考慮して期間を設定する。

(1) 施設の維持管理が主たる業務の施設

3年以内

(2) 業務内容に専門性及び特殊性が認められ、人材の育成確保等に期間を要する施設

5年以内

5 利用料金制度について

指定管理者制度導入に際し、併せて利用料金制度を導入することにより、自立的経営が図られる公の施設（市からの財政支援を受けずに採算が見込まれる施設）又は指定期間内に自立的経営が見込まれる公の施設については、利用料金制度及び承認料金制度の積極的な導入を図ることとする。

「利用料金制度」とは

地方自治法第244条の2の規定により、指定管理者が公の施設の利用に係る料金を収入として収受する「利用料金制度」を導入することができるとされている。

この制度は、公の施設の管理運営に当たり、指定管理者の自主的な経営努力を発揮しやすくし、また、地方公共団体及び指定管理者の会計事務の効率化を図る観点から設けられたものであり、その導入に当たっては公の施設の性格、設置の趣旨等を踏まえ、個々に判断すべきものと考えられている。

「承認料金制度」とは

利用料金を、条例の定めるところにより、指定管理者が地方公共団体の承認を受けて定めるもの。

この制度は、施設経営の基本的な要素である料金設定についてある程度指定管理者の主体性を認めつつ、公の施設としての住民の利用に支障を来すことのないよう公的なチェック機能を定めた制度

6 条例の制定方式

指定の手續、管理の基準、業務の具体的範囲その他必要な事項について、条例で規定することが必要であることから、総務部企画課において指定の手續その他必要な事項に関する総括的な条例（以下「手續条例」という。）を制定することとし、各施設所管課において個別の公の施設の設置及び管理に関する条例を改正し、管理の基準及び業務の具体的範囲等について定めるものとする。

7 個人情報の保護

利用者の個人情報の適正な取扱いを確保するため、手續条例で明文化するとともに、個人情報保護条例中に指定管理者に対する罰則規定を設けるものとする。

候補者の選定前の手續

1 申請要項及び仕様書の作成

各施設所管課は、申請要項及び公の施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を作成する。

2 公募の実施

(1) 募集の方法

公募を実施するときは、市役所前の掲示場において、次の各号に掲げる事項をあらかじめ告示するものとし、併せてその概要を市広報紙やインターネット等で公表する。

ア 公の施設の概要（名称、所在地、利用者数、決算その他運営に係る事項等）

イ 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

ウ 指定の期間

エ 利用料金に関する事項

オ 申請の資格

カ 申請に係る受付期間

キ 選定の基準

ク その他必要な事項

(2) 申請の資格

前号オに規定する申請の資格は、次に掲げる事項を基本として、公の施設ごとに申請要項で定めるものとする。

ア 団体であること。（法人格の有無は問わない。）

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

ウ 田川市指名競争入札参加者の指名停止の措置要領に基づく指名停止期間中の者でないこと。

エ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたものでないこと。

オ 会社更生法（昭和27年法律第172号）第30条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は再生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。

カ 田川市税について滞納がないこと。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行うものでないこと。

ク その他必要な事項

3 申請関係書類の提出

(1) 申請関係書類

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出するものとする。

ア 指定管理者指定申請書

イ 指定管理者の指定を受けようとする公の施設の事業計画書（及び収支予算書）

ウ 団体の事業、活動内容に関する書類

エ 団体の財務状況に関する書類

オ その他必要な書類

(2) 申請に係る受付期間

申請に係る受付期間（期限）は、告示日の翌日から起算して30日以後の別に定める日とする。

4 公募によらない場合の措置

公募によらず指定管理者の候補者（以下「候補者」という。）を選定する場合においては、2の(1)の告示を必要とせず、3の(2)の「告示日の翌日から起算して30日以後の別に定める日」を「市長が別に定める日」に読み替えて適用する。

候補者の選定

1 選定基準

候補者を選定する場合には、次に掲げる選定基準について特に意を用い、かつ、総合的に判断しなければならない。

- ア 事業計画の内容が、住民の平等な利用を確保することができるものであること。
- イ 事業計画の内容が、公の施設の効用を最大限に発揮させるとともに、管理の業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- ウ 事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基盤を有しているものであること。
- エ 事業計画の内容が、住民のサービスの向上を図られるものであること。
- オ 市民の声が反映される管理が行われること。
- カ 安全管理の状況
- キ 労働福祉の状況
- ク 環境保護及び障害者の雇用等の福祉政策に取り組んだ経営を行っていること。
- ケ その他必要な事項

2 候補者の選定

候補者の選定に当たっては、選定委員会を設置し、1の選定基準に照らして、最も適切な管理運営を行うことができると認められるものを総合的に判断して選定する。

(1) 選定委員会の所掌事務

指定管理者の募集や候補者の選定等に関する事務を所掌する。

(2) 有識者等の参画

選定委員会は、複数の外部の有識者等を参画させる。

(3) 選定結果の通知

施設所管課は、候補者の選定後速やかにその結果を申請者全員に通知するものとする。

3 指定の議決

候補者を選定したときは、次の事項を内容とする指定の議案を議会に提出し、その議決を得る必要がある。

- ア 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称及び所在地
- イ 指定管理者となる団体の名称及び所在地
- ウ 指定の期間等

4 指定の通知

議会の議決を得た後は、指定管理者に対して指定の通知を行う。

指定管理者の指定後の手続

1 協定の締結

指定管理者の指定を受けた団体は、公の施設の管理に関する協定を締結する。

2 協定で定める事項

協定で定める事項は、次のとおりとする。

- ア 指定期間に関する事項
- イ 事業計画に関する事項
- ウ 利用料金に関する事項（利用料金を指定管理者の収入として収受させる場合に限る。）
- エ 事業報告及び業務報告に関する事項
- オ 市が支払うべき管理費用に関する事項
- カ 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- キ 管理の業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- ク その他必要な事項

導入に向けたスケジュール

【平成18年4月から指定管理者制度を導入する場合の参考例】

